

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社アクオ西日本 広島支店と労働者代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

(対象となる労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、労働契約期間の有無ならびに派遣先の地域を問わず、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象労働者」という）に適用する。

- 2 対象労働者は派遣先の変更によらず当社における職務の内容および能力の向上により評価され継続して安定した処遇となるように協定内容を適用するものである。
- 3 原則としてやむを得ない事由および対象労働者の同意なく、一の労働契約期間中に対象労働者を協定の対象から除外しない。

(賃金構成)

第 2 条 対象労働者の賃金は、以下の種類とする。

- ① 基本給・賞与
- ② 通勤手当
- ③ 退職金
- ④ 時間外・休日・深夜労働割増賃金

(賃金の決定方法)

第 3 条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号を満たす別表 1 のとおりとする。

- ① 「チェッカー」における比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は令和 5 年 8 月 29 日職発第 0829 第 1 号『令和 6 年度の「労働者派事業の適正な運営確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について』(以下「通達」という)に定める「令和 4 年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の「販売店員」とする。
- ② 「百貨店店員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 1 に定める「販売店員」とする。
- ③ 「販売店員」「小売店販売員」「小売店主・店長」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 1 に定める「販売店員」とする。
- ④ 「食肉加工品製造工」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 5 年 8 月 29 日職 0829 第 1 号『令和 6 年度の「労働者派事業の適正な運営確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について』(以下「通達」という))に定める「令和 4 年職業安定業務統計」の別添 2 に定める「551 食肉加工品製造工」とする。
- ⑤ 「パン・菓子製造工」などの食品加工工については、通達別添 2 に定める「545 パン・菓

子製造工」とする。

- ⑥ 「弁当・総菜類製造工」などの食品加工工については、通達別添 2 に定める「554 弁当・惣菜類製造工」とする。
- ⑦ 「水産物加工工」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「552 水産物加工工」とする。
- ⑧ 「ビル清掃員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 1 に定める「ビル・建物清掃員」とする。
- ⑨ 「用務員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「782 軽作業員」とする。
- ⑩ 「キーパンチャー」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「312 データ入力係員」とする。
- ⑪ 「経理事務員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「263 経理事務員」とする。
- ⑫ 「DTP オペレーター」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「311 パソコン操作員」とする。
- ⑬ 「コールセンター」における比較対象同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 1 に定める「電話応接事務員」とする。
- ⑭ 「受付・案内事務員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「254 受付・案内事務員」とする。

① ②③⑧⑬については、実際に支払われていた賃金額である別添 1 を使用し、④～⑦・⑨～⑫⑭については、派遣先が大規模の事務所だけでなく小規模の事務所も想定していることから、業務の実態を踏まえ最も適合する職種のある別添 2 を使用するものとする。

2 通勤手当は基本給・賞与とは別に第 6 条により支給する

3 地域調整については、派遣先が広島県・岡山県・山口県・島根県・鳥取県・福岡県・愛媛県・香川県・徳島県の各市町村内が想定されることから、通達別添 3 に定める広島県・岡山県・山口県・島根県・鳥取県・福岡県・愛媛県・香川県・徳島県の都道府県の地域の指数を用いるものとする。

4 別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業種に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、前項のうち、最も高い指数を持つ広島の指数により算出するものとする。

5 一般労働者の平均的な賃金の額×地域調整の額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金にて計算する。

第 4 条 対象労働者の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- ① 別表 1 の同種の業務に従事する労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- ② 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金

の額との対応関係は次の通りとする。

A ランク：10年　　B ランク：5年　　C ランク：0年

- 2 第8条による勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められる場合には、その能力に応じて基本時給を10円～130円の範囲で昇給させることができる。

また、より高い等級の職務を遂行することができると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

第5条 対象労働者の時間外・休日・深夜労働については、当社派遣労働者就業規則第42条に準じて、労働基準法の定めにより支給する。

第6条 通勤手当は以下のとおりとする。

- ① 派遣先の規定に準じて、通勤に要する実費に相当する額を支給する。派遣先の規定がない場合は、1時間当たり72円を支給する。
- ② 片道2km未満の場合は、支給しない。また月額上限を12,480円とする。
- ③ 当社または派遣先の無料送迎バスを利用する者については、費用の負担が生じないことから通勤手当を支給しない。

第7条 対象労働者の退職手当は、通達3(2)に基づき、別表2の基本給・賞与等の額の5%の額を前払い退職金として支給する

(賃金の決定にあたっての勤務評価)

第8条 勤務評価は、1～6月の査定について7月に、7月～12月の査定について翌1月に行うものとする。

勤務評価により成績優秀な者は1年をめぐりに別表2の範囲内で昇給し、「職務の内容の変更」「能力の向上」により次の等級へ昇格する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、株式会社アクオ西日本の正社員と同一とする。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に定める教育訓練は、労働者派遣法に基づき定める「株式会社アクオ西日本 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのないことは、労使で誠実に協議して決定する。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

令和 6 年 3 月 29 日

株式会社 アクオ西日本
代表取締役 土橋 正和



労働者代表 高木一成



別表 1

		1年	2年	3年	5年	10年
スーパー店チェッカー	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668
	1,105	1,271	1,394	1,415	1,490	1,623
百貨店店員	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668
	1,105	1,271	1,394	1,415	1,490	1,623
販売店員(百貨店店員を除く)	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668
	1,105	1,271	1,394	1,415	1,490	1,623
パン・洋菓子製造工	1,073	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577
	1,045	1,202	1,318	1,338	1,408	1,535
食肉加工品製造工	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618
	1,072	1,233	1,352	1,372	1,445	1,575
弁当・惣菜類製造工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613
	1,068	1,229	1,347	1,368	1,441	1,570
水産加工工	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499
	993	1,143	1,253	1,272	1,339	1,459
ビル清掃員	939	1,081	1,185	1,203	1,267	1,380
	970	1,117	1,225	1,243	1,309	1,426
用務員	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,657
	1,097	1,262	1,384	1,406	1,479	1,613
キーパンチャー	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602
	1,061	1,222	1,339	1,359	1,431	1,559
経理事務員	1,174	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726
	1,143	1,315	1,442	1,464	1,542	1,680
DTPオペレーター	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658
	1,098	1,263	1,386	1,406	1,481	1,614
電話応接事務員	1,302	1,499	1,643	1,668	1,756	1,914
	1,267	1,459	1,599	1,623	1,709	1,863
受付・案内事務員	1,074	1,236	1,355	1,376	1,449	1,579
	1,046	1,203	1,319	1,339	1,410	1,537
広島県最低賃金	970	1,117	1,225	1,243	1,309	1,426

広島県地域指数

0.973

上段

「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」

下段

上段×広島県地域指数 (0.973)

小数点以下切り上げ

スーパー店チエッカー

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,105	1,490	1,623
②退職金相当時給 (①の5%)	56	75	82
③総額 (①+②)	1,161	1,565	1,705
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,105	1,490	1,623

百貨店店員

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,105	1,490	1,623
②退職金相当時給 (①の5%)	56	75	82
③総額 (①+②)	1,161	1,565	1,705
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,105	1,490	1,623

販売店員(百貨店店員を除く)

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,105	1,490	1,623
②退職金相当時給 (①の5%)	56	75	82
③総額 (①+②)	1,161	1,565	1,705
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,105	1,490	1,623

パン・洋菓子製造工

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,045	1,408	1,535
②退職金相当時給 (①の5%)	53	71	77
③総額 (①+②)	1,098	1,479	1,612
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,045	1,408	1,535

ビル清掃員

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	970	1,309	1,426
②退職金相当時給 (①の5%)	49	66	72
③総額 (①+②)	1,019	1,375	1,498
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	970	1,309	1,426

用務員

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給＋賞与相当時給	1,097	1,479	1,613
②退職金相当時給（①の5%）	55	74	81
③総額（①＋②）	1,152	1,553	1,694
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,097	1,479	1,613

キーバンチャー

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給＋賞与相当時給	1,061	1,431	1,559
②退職金相当時給（①の5%）	54	72	78
③総額（①＋②）	1,115	1,503	1,637
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,061	1,431	1,559

経理事務員

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給＋賞与相当時給	1,143	1,542	1,680
②退職金相当時給（①の5%）	58	78	84
③総額（①＋②）	1,201	1,620	1,764
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,143	1,542	1,680

DTPオペレーター

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同種後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給＋賞与相当時給	1,098	1,481	1,614
②退職金相当時給（①の5%）	55	75	81
③総額（①＋②）	1,153	1,556	1,695
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,098	1,481	1,614

食肉加工品製造工

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同僚後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,072	1,445	1,575
②退職金相当時給 (①の5%)	54	73	79
③総額 (①+②)	1,126	1,518	1,654
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,072	1,445	1,575

水産物加工工

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同僚後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	993	1,339	1,459
②退職金相当時給 (①の5%)	50	67	73
③総額 (①+②)	1,043	1,406	1,532
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	993	1,339	1,459

弁当・惣菜類製造工

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同僚後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,068	1,441	1,570
②退職金相当時給 (①の5%)	54	73	79
③総額 (①+②)	1,122	1,514	1,649
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,068	1,441	1,570

コールセンター

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同僚後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,267	1,709	1,863
②退職金相当時給 (①の5%)	64	86	94
③総額 (①+②)	1,331	1,795	1,957
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,267	1,709	1,863

受付・案内事務員

等級	Cランク	Bランク	Aランク
職務の内容	・指示された定型業務に従事 ・クレームやトラブル対応なし ・部下なし、権限なし	・イレギュラー業務にも柔軟に対応 ・クレームやトラブル対応なし ・同僚後輩スタッフへの助言指導あり	・クレームやトラブルの初期対応ができる ・自らの業務に加え別部門との調整もできる
①基本時給+賞与相当時給	1,046	1,709	1,863
②退職金相当時給 (①の5%)	53	86	94
③総額 (①+②)	1,099	1,795	1,957
一般の労働者の能力・経験	0年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額	1,046	1,709	1,863